

コーポレートガバナンス・コード改訂案における「知的財産・無形資産投資」の取り扱い詳細分析

本レポートは、令和8年4月3日に開催された「コーポレートガバナンス・コードの改訂に関する有識者会議」（令和7年度第3回）の公表資料を一次情報として、知的財産・無形資産投資の扱いを条文レベルで整理・分析する。¹

改訂案は、知的財産等の無形資産を「成長投資」の中核に位置付け、取締役会に対して「成長の道筋」・資本コスト・投資対象の内外（内部投資／M&A等）を踏まえた資源配分の説明と、配分の不断の検証を求める設計に転換している。²

短期（会計上は費用化されやすい）と中長期（価値源泉としての無形資産）のギャップを埋めるため、KPI・投資判断プロセス・情報流出等のリスク管理を統合して「説明可能な資本配分」に落とし込めるかが実務の勝負所である。³

エグゼクティブサマリー

改訂案は、知的財産等の無形資産を「成長投資」の中核として位置付け、取締役会に成長の道筋と資本コストを踏まえた投資判断・資源配分の具体的説明を求める。2021年版での開示・監督要請を戦略・資本配分の枠組みに統合し、創出→保護→収益化までのガバナンス強化と対話深化を狙う。実務ではKPI設計、会計上の費用化／資本化の整理、情報流出リスク対策を一体で整え、長期ROE・PBR改善に資する説明力を高めることが鍵。

根拠（一次情報の中核箇所）：資料2（クリーン版）原則4-1・4-2・4-4（解釈指針）、参考資料1「成長投資の促進」説明、資料1（差分）における統合・整理の注記。⁴

一次情報と該当条文の整理

対象会合（令和7年度第3回）は、令和8年4月3日 15:00-17:30、中央合同庁舎第7号館で開催され、議題は「コーポレートガバナンス・コードの改訂について」とされている。⁵

同ページには会議資料として、資料1（差分）、資料2（クリーン版）、参考資料1（改訂方針案）、参考資料2（現行コード）が掲載されており、少なくとも当該ページ上では議事録の掲示は確認できない（したがって本レポートは、一次資料本文と、第2回議事録で確認できる論点を用いて「議論の狙い」を再構成する）。

⁶

本テーマ（知的財産・無形資産投資）に直接関わる一次情報の条文・解釈指針は、改訂案では主に以下に集約される。

- ・資料2（クリーン版）原則4-1（本文・解釈指針）：取締役会が成長の道筋・資本コスト・目標を踏まえ、成長投資（設備・研究開発・人的資本・知的財産等の無形資産を含む）と事業ポートフォリオ見直し等について「具体的に何を実行するのか」を説明すべきである。また、投資機会の棚卸し（内部/外部、短期/中長期、国内/国外）を促し、知的財産等の無形資産投資は競争力・企業価値向上の源泉であることから、創出・取得・強化・保護・収益化に戦略的に取り組むべき、と位置付ける。⁷
- ・資料2（クリーン版）原則4-2（解釈指針）：取締役会は、経営資源配分が戦略・計画に照らして適切かを不断に検証し、現預金等を含む資源が成長投資に有効活用できているかも含め監督すべき、という「資本配分のモニタリング」を強化する。⁸

- ・資料2（クリーン版）原則4-4（解釈指針）：全社リスク管理・内部統制の文脈で、サイバー、経済安全保障等に伴うサプライチェーン途絶リスク、技術等の情報流出リスクへの対応も考慮事項になり得ると明記し、知財・無形資産の「保護」面（守り）をボードアジェンダに接続する。 9

参考資料1は、改訂全体の狙いとして (i) 成長の道筋の構築、(ii) 成長投資（設備・研究開発・人的資本・知的財産等の無形資産投資を含む）やポートフォリオ見直しを含む資源配分の説明、(iii) 資源配分の不断の検証、を例示している。 10

資料1（差分）は、知財・無形資産を含む「経営資源の配分」関連記載を、現行の複数条文（現行4-2②後段、現行5-2、現行5-2①等）から原則4-1・4-2とその解釈指針へ統合・整理する方針を注記付きで示す。

11

さらに資料1では、投資・資源配分の説明に加え、「人的資本や知的財産への投資等」について具体的に情報を「開示・提供」すべき、との文章が解釈指針側に置かれており、少なくとも差分案上は「説明（資本配分）」に加えて「開示（人的資本・知財）」を明示しようとした痕跡が確認できる（※クリーン版では当該一文が見当たらず、同日付で文言修正が行われた旨が会合ページに記載されているため、最終化過程で調整された可能性がある）。 12

現行（2021年）では、知財・無形資産は主に「開示（補充原則3-1③）」と「取締役会の監督（補充原則4-2②）」に明示されている。 13

第2回議事録でも、委員から「無形資産・知財の重要性が落ちないように」文言配置と「開示/説明」の用語運用に配慮すべき、との問題意識が示されている。 14

条文別差分比較

以下は、知的財産・無形資産投資に関わる主要条文を、現行（2021）→改訂案（令和8年4月3日会合時点資料）で対応付けた差分比較表である（条文番号は原則として原文どおり）。 15

観点	現行コード (2021)	改訂案（第3回会 合・資料2中心）	改訂の意図 (一次情報 ベース)	実務影響（企 業）	利害関係者へ の影響
知財・ 無形資 産投資 の「開 示」	補充原則3-1③： 人的資本や知的 財産への投資等 について、経営 戦略・経営課題 との整合性を意 識し、分かりや すく具体的に情 報を開示・提供 すべき。 16	クリーン版で は、知財は原則 4-1（本文・解釈 指針）の成長投 資・投資機会の 例示として組み 込み、株主に対 する「説明」を 軸に据える（差 分案では人的資 本・知財の「開 示・提供」明示 も付されてい た）。 17	成長投資促 進の骨格と して、知財等 の無形資産 を「投資対 象」と明示 し、戦略・ 資本配分の 説明を通じ て実質化を 狙う。 18	ガバナンス報告 書の“条文埋 め”から、経営戦 略・資本配分の 説明体系に統合 （エクイティ・ ストーリー内で 位置付け、KPIで 裏付け）。差分 案での「開示」 明示の有無は、 開示設計の作法 に影響し得る。 19	投資家は「何 を投資し、何 をやめ、どの KPIでモニ ターするか」 を問いやすく なる。社内では知財部門・ 事業部門・財 務の連携が不 可欠。 20

観点	現行コード (2021)	改訂案（第3回会 合・資料2中心）	改訂の意図 （一次情報 ベース）	実務影響（企 業）	利害関係者へ の影響
取締役会 の監督責 務（資源 配分）	補充原則4-2② （後段） ：人的 資本・知的財産 投資等の重要性 に鑑み、資源配 分やポートフォ リオ戦略の実行 を実効的に監督 すべき。 21	原則4-2(2)+解 釈指針 ：資源配 分が戦略・計画 に照らして適切 かを不断に検 証。現預金等の 資源が成長投資 に有効活用でき ているかを含め 監督。 8	資源配分を 「一回の方 針」ではな く「モニタ リング対 象」に格上 げし、成長 投資を阻害 する惰性的 資産保有 （現預金 等）も含め て検証・説 明を促す。 18	取締役会アジェ ンダが「投資案 件・無形資産投 資の審査/事後検 証」に拡張。投 資基準（資本コ スト、機会コス ト）、ポート フォリオKPI、撤 退基準の整備が 必要。 7	投資家は資源 配分の妥当性 （資本効率・ 成長投資の整 合）を対話で 深掘りしやす い。短期還元 圧力との緊張 も増える。 22
経営戦 略・経 営計画 と資本 コスト （説明 責任の 置き場 所）	原則5-2 ：資本コ ストを的確に把 握し、目標を提 示し、設備投 資・研究開発投 資・人的資本投 資等を含む配分 等で何を実行す るか明確に説 明。 23	原則4-1（本 文） ：資本コス トを踏まえた収 益計画・資本政 策、目標提示、 成長投資（知財 等の無形資産含 む）・ポート フォリオ見直し 等について「具 体的に何を実行 するのか説 明」。 8	「株主との 対話」章か ら「取締役 会の責務」 章へ重心を 移し、資本 コスト・資 源配分を ボード責任 として明確 化。 24	資本配分の説明 は、IR資料では なく“取締役会 の意思決定の成果 物”として整備が 求められる（投 資判断と開示が 同じロジックツ リーに乗る設計 へ）。 25	投資家は、説 明の主体が 「経営」だけ でなく「ボー ド」である点 をより重視 （社外取締役 との対話論点 も増える）。 26
無形資 産の保 護（情 報流 出）と リスク 管理	現行は一般的な 内部統制・リス ク管理の枠組み （知財・技術情 報流出を明示し た規定は確認し にくい）。 27	原則4-4（解釈指 針） ：サイ バー、経済安全 保障等の地政学 的要因によるサ プライチェーン 途絶、技術等の 情報流出リスク への対応も考慮 事項になり得 る。 9	成長投資を 促すだけで なく、知 財・技術の 毀損を防ぐ 統制（守 り）を“攻め の投資”の前 提条件とし て位置付け る。 28	情報管理・サイ バー対策を「IT 課題」ではなく 「企業価値防衛 （知財保護）＋ 成長機会」に再 定義し、投資と 統制を同じボー ドサイクルで扱 う必要。 9	投資家は、成 長投資の“成 果”だけでな く、技術・ データ・ブラ ンド等の毀損 リスク管理 （インシデン ト時の影響） を評価に織り 込みやすい。 9

改訂案を知財・無形資産の観点だけに絞って要約すると、「(A) 知財を投資対象として明示し、(B) 投資判断の前提（資本コスト・機会コスト・成長フェーズ）をボード責任で言語化し、(C) 配分の事後検証と、(D) 情報流出等のリスク管理を同じ統治サイクルに入れる」構造に変わる。 29

実務面の論点

改訂案が実務に突き付ける論点は、「無形資産を“投資”として扱う」こと自体ではなく、投資の“説明可能性”を取締役会の責務として制度化する点にある。³⁰

ここでいう無形資産投資は、研究開発・ソフトウェア・データ/AI・人的資本・ブランドに広がり得る一方、改訂案の条文は特に「知的財産等の無形資産」を競争力・企業価値向上の源泉として、創出から収益化までの戦略的取組みを要求している。³¹

投資判断プロセスと取締役会の役割

改訂案は、投資先の検討軸を（内部投資/外部投資、短期/中長期、国内/国外）と多面的に提示し、投資機会の体系的棚卸しを促す。⁷

したがって実務設計としては、次の「ボード・サイクル」が最も整合的である。

- ・**戦略（成長の道筋）**：競争優位性（強み）と、強みの源泉としての知財・無形資産を、事業ポートフォリオと結び付けて言語化。⁷
- ・**資本配分（投資・撤退・還元の配列）**：資本コスト・機会コスト・成長フェーズを踏まえ、投資テーマごとの期待リターンと不確実性（オプション性）を整理。⁸
- ・**事後検証（不断の検証）**：資源配分が戦略・計画に照らして適切か、現預金等を含む資産の“遊休化”も含めてレビュー。⁸

この構造は、特許庁のガイドブックが示す「知財・無形資産投資・活用の情報開示は、社外ステークホルダーの理解・共感を通じた長期的支援につながる」という整理とも整合する（＝投資判断と開示は分離しない方が合理的）。³²

会計・税務との整合

無形資産投資は、会計上「資産に乗るもの」と「費用処理されるもの」が混在するため、ボード説明は“会計表示の制約”を織り込んで設計する必要がある。

- ・**研究開発費**：研究開発費は、将来の収益獲得が不確実で資産計上要件の客観化が困難であること等から、発生時費用処理とされる（比較可能性確保の意図を含む）。³³
- ・**ソフトウェア**：制作目的別に会計処理が整理され、研究開発目的の制作費は研究開発費として処理される一方、研究開発に該当しない部分は目的別の取扱いとなる。³⁴
- ・**税務（ソフトウェア）**：税務上、ソフトウェアは減価償却資産（無形固定資産）に該当し、取得価額には導入に必要な設定作業や付随的修正作業等の費用も算入され得る。³⁵
- ・**税務（研究開発税制）**：研究開発税制は複数制度から構成され、適用期間や選択適用など制度要件があるため、投資判断では税効果も含めた手取りリターンでの整理が望ましい。³⁶

補助的な国際比較としては、IFRS（IAS 38）が内部創出無形資産の取り扱い（研究局面/開発局面、一定要件充足後の認識など）を規定しているため、日本基準企業でも海外投資家説明では“会計が違う”前提を織り込むと対話摩擦が減る。³⁷

KPI候補表

改訂案が求めるのは「KPIの列举」ではなく、「投資→価値創造→財務成果」への因果を説明できるKPI設計である（投資家はロジックツリーやエクイティ・ストーリーの提示を評価し得る）。³⁸

無形資産領域	KPI候補（例）	価値ドライバーへの接続（例）	取締役会の使い方（例）	留意点
知的財産（特許・商標・ノウハウ）	重点領域の出願/登録数、維持率、権利化までのリードタイム、ライセンス収入、侵害・紛争件数（重大度別）	参入障壁、価格決定力、収益化	投資テーマ別に「創出→保護→収益化」のゲートKPIとしてモニター	件数偏重は誤誘導になり得るため、重点領域の定義と収益モデルを併記
研究開発（R&D）	R&D費（売上比）、新製品売上比率、プロジェクト成功率、技術ロードマップ達成率	成長率、将来キャッシュフロー	ポートフォリオの継続/中止判断、資源再配分の根拠	会計上費用処理が中心のため、投資家説明は“費用でも投資”の整理が必要 39
ソフトウェア・デジタル	自社利用ソフトの稼働率、リリース頻度、障害/セキュリティ重大インシデント数、データ基盤整備率	生産性、スケール、リスク低減	内部投資のROI/回収計画のレビュー	会計・税務で資本化/償却が絡むため、定義統一が必須 40
人的資本	重要ポスト充足率、育成投資額、離職率（属性別）、エンゲージメント	実行力、イノベーション、品質	成長戦略の実行リスクの点検	「人への投資」は成果が遅れて出るため、先行KPIを設計
ブランド・顧客資本	NPS、解約率、価格プレミアム、ブランド想起	価格決定力、LTV	収益性改善の柱として検証	マーケKPIと財務KPIの橋渡しが要点
情報資産・技術流出対策	重要情報の分類完了率、アクセス権棚卸し頻度、委託先監査実施率、情報流出インシデント	価値毀損回避、規制対応	リスク管理体制（原則4-4）として監督	地政学・経済安全保障も含む前提へ拡張 9

投資家視点・企業事例・定量試算

投資家（機関投資家・アクティビスト）視点の評価ポイント

投資家が最も強く評価するのは、「何に投資するか」だけでなく、「なぜ（成長の道筋）」「どれだけ（資源配分）」「いつ（時間軸）」「どう検証するか（モニタリング）」が一貫した説明になっているかである。⁴¹

特に、企業と投資家の“思考構造のギャップ”を前提として、対話の共通言語を整える必要性は政策側でも強調されてきた（知財・無形資産投資が低迷するという問題意識も背景にある）。⁴²

一方で、企業側団体は、成長投資促進の方向性自体には賛同しつつ、コード文言が短期志向の株主還元要求の論拠として利用され、成長投資が阻害されるリスクも指摘している。²²

また、有識者会議の「コードのスリム化／プリンシプル化」と「解釈指針」の位置付けについては、解釈指針がコンプライ・オア・エクスプレイン対象ではないにもかかわらず強い表現が多い点を、企業負担の観点から疑問視する専門家コメントもある。⁴³

投資家対応（エンゲージメント）の論点は、実務上、次の“質問セット”に収斂しやすい。

- ・**価値創造ストーリー**：知財・無形資産への投資が、どの事業の競争優位性にどう結び付くか（投資の因果）。⁴⁴
- ・**資本配分の優先順位**：内部投資（R&D/ソフト/人）と外部投資（M&A/提携）をどう配列し、撤退や抑制の基準をどう置くか。⁷
- ・**KPIと検証**：先行KPI（中間成果）と財務KPI（ROIC/ROE等）の接続、未達時の手当（資源再配分）。⁴¹
- ・**保護とリスク**：サイバー・情報流出・経済安全保障を踏まえた統制が、成長投資の前提として機能しているか。⁹

国内上場企業の開示・実務例

三菱地所株式会社⁴⁵（コーポレートガバナンス報告書）は、知的財産を重要な経営資源の一つとして捉え、取得・活用を目指すとともに、グループ全体の「知的財産の適正・有効な活用に係る基本方針」を定めて従業員に発信している旨を開示している。改訂案の「創出・取得・強化・保護・収益化」のうち、少なくとも“取得・活用”と“社内浸透”を明示した例として参照できる。⁴⁶

京浜急行電鉄株式会社⁴⁷（コーポレートガバナンス報告書）は、人的資本・知的財産への投資等として、知的財産の活用方針策定、投資・蓄積すべき知的財産・無形資産の特定、KPI策定に向けた取組みを取締役会で議論している旨を記載している。また、取締役会実効性評価の課題として「人財戦略・知財戦略に関する議論の充実」を挙げ、ボードアジェンダに位置付けている。改訂案で要請される“取締役会の議論と検証”を、運用面で具体化した例である。⁴⁸

前澤化成工業株式会社⁴⁹（開示資料）は、知的財産・無形資産の投資・活用戦略等について、招集通知・有価証券報告書を通じて研究開発活動の状況を説明しているとし、研究開発費総額（約3.26億円）や産業財産権数（266件、前年差+22）を具体的数値として開示している。形式開示にとどまらず、改善予定も明示しており、改訂案が求める「分かりやすい説明」への移行途上の実例として有用である。⁵⁰

定量的影響の試算例

ここでは、改訂案が促す「知財・無形資産投資→企業価値」の説明を、投資家が使いやすい簡易モデルに落としとして感応度を見る（あくまで例示であり、投資助言ではない）。

PBR感応度（理論式）：配当割引モデル等を前提に、PBRが $ROE \cdot 成長率g \cdot 株主資本コストr$ の関数として整理できることが、国内運用会社の解説でも示されている。⁵¹

例： $r=8\%$ 、 $g=2\%$ と置くと、ROEが $8\% \rightarrow 10\%$ に上がるケースでは、理論PBRは概ね $1.00 \rightarrow 1.33$ へ上昇する（式の形からROE感応度が大きい）。⁵¹

同じ $ROE=10\%$ でも、 r が $8\% \rightarrow 7\% \rightarrow 1\%$ 低下すれば、理論PBRは概ね $1.33 \rightarrow 1.60$ へ上昇し得る。ガバナンスと説明の改善が資本コストに効く、という政策ロジックはここに接続される。⁵²

投資回収期間別ケース（NPV/IRRの例）：知財・無形資産投資は回収までの時間が長く、会計上は費用処理されることも多い。したがって、取締役会の説明責任（何を実行し、どう検証するか）を果たすには、プロジェクト単位のキャッシュフロー仮説と事後検証設計が必須になる。⁵³

ケース	初期投資 (年0)	キャッシュイン (年3~5)	割引率r (例)	NPV (概算)	IRR (概算)	含意 (対話での論点)
A (長回収・低収益)	-100	+40/年	8%	-12	4.7%	r未満の投資を継続する合理性 (戦略上のオプション価値、撤退基準) を説明できるか
B (標準)	-100	+50/年	8%	+10	10.8%	資本コストを上回る投資として資源配分の説得力が高い
C (高収益)	-100	+60/年	8%	+33	16.0%	成長投資の柱として、拡張投資・追加投資の判断枠組みが問われる

(注) 上表のNPV/IRRは本レポート作成上の簡易計算例であり、一次資料の数値ではない。一次資料の要請は「資本コストを踏まえた説明」「不断の検証」であるため、実務ではこのような形の“投資仮説→KPI→事後検証”が必要になる。 54

政策的含意と実務推奨

政策的含意

第一に、改訂案は「知財・無形資産=非財務の一要素」ではなく、「資本配分の中核 (成長投資)」として扱い直しているため、企業・投資家の対話は“ESG枠”から“キャピタルアロケーション枠”へ重心が移る。 55

第二に、政策側では日本企業の知財・無形資産投資の低迷に問題意識があり、投資・活用の増大メカニズム構築が必要とされている (R&D投資の国際比較なども提示される)。CGコード改訂は、この問題意識を株式市場の規律 (説明責任) で後押しする手段として位置付けられる。 56

第三に、プリンシプルベース回帰として「解釈指針」を新設しつつも、強い文言が企業負担を増やし得るといいう指摘があるため、今後は“ひな型化”を避ける運用 (何を開示しないかの合理的説明を含む) を市場全体で形成できるかが、改訂の成否を左右する。 57

国際比較では、英国のガイダンスが「チェックリストとして使うべきではない」点を明示しており、原則と説明責任の実務運用を“思考喚起型”に寄せる設計が示唆的である。 58

実務推奨チェックリスト

改訂案の要請 (説明+不断の検証+リスク管理) を満たすための最小構成チェックリストを示す。 59

観点	チェック項目 (最低限)	成果物 (例)
成長の道筋	競争優位性と、その源泉としての知財・無形資産が、事業ポートフォリオと整合しているか	成長の道筋 (1枚)、重点領域 (事業×技術×知財)
投資判断	投資対象 (内部/外部)、時間軸 (短/中長期)、地域 (国内/国外) で投資機会が棚卸しされているか	投資機会マップ、投資基準 (r、機会コスト、撤退条件)
KPI設計	先行KPI→中間成果→財務成果 (ROE/ROIC等) への因果が説明可能か	KPI体系図、ロジックツリー、ダッシュボード

観点	チェック項目（最低限）	成果物（例）
会計・税務	R&D費用化、ソフト資本化、税務償却・税額控除などの扱いが整理され、投資家説明に反映されているか	「会計表示と実態投資」のブリッジ資料 ⁶⁰
事後検証	資源配分の適切性を、取締役会が定期レビューする仕組みがあるか	四半期/半年レビュー議題、未達時の是正プロトコル
保護（守り）	情報流出・サイバー等のリスクが、知財投資の前提として統合管理されているか	重要情報管理、委託先管理、インシデント指標 ⁹

開示テンプレ例（骨子）

「何を実行するのか」という説明責任に対応し、投資家の理解・対話を促進するための“最小テンプレ”を提示する（各社の事情に合わせて取捨選択）。 ⁶¹

- ・目指すところ（経営理念等）と成長の道筋
- ・競争優位性の源泉としての知財・無形資産（重点領域）
- ・資源配分（内部投資/外部投資/還元）の優先順位と理由（資本コスト含む）
- ・KPI（先行KPI→財務KPI）と目標水準、測定頻度
- ・リスク（情報流出・サイバー等）と保護策、投資への影響
- ・事後検証（進捗、未達要因、次期への反映）

図表：影響フロー図

flowchart LR

```

A[CGコード改訂案：知財・無形資産を成長投資に明示] --> B[取締役会：成長の道筋/資本コストを踏まえた資源配分の説明]
B --> C[投資意思決定：R&D/人材/ソフト/知財取得・保護/M&A]
C --> D[KPI設計：先行KPI→中間成果→財務KPI]
D --> E[不断の検証：資源配分・ポートフォリオの見直し]
E --> F[開示・対話：エクイティ・ストーリー/ロジックツリー]
F --> G[投資家評価：成長期待/資本効率/リスク管理]
G --> H[資本コスト・成長投資の促進]
C --> I[リスク管理：サイバー/情報流出/経済安全保障]
I --> G

```

このフローは、資料2が要求する「資本コストを踏まえた説明」「投資機会の認識」「知財の創出・保護・収益化」「資源配分の不断の検証」と、原則4-4解釈指針が示す情報流出等リスク管理を一つの統治ループとして統合したものである。 ⁶²

図表：関係者・論点の関係

graph TB

```

Board[取締役会] -->|戦略/資本配分の説明| Investors[投資家]
Board -->|不断の検証| Mgmt[経営陣]
Mgmt --> IP[知財部門]
Mgmt --> RnD[R&D/技術]
Mgmt --> HR[人事/人材開発]
Mgmt --> IT[IT/データ]

```

IP -->|創出/取得/保護/収益化| Value[競争優位性・企業価値]
RnD --> Value
HR --> Value
IT --> Value
IT -->|サイバー対策| Risk[情報流出・地政学リスク]
IP -->|営業秘密/権利管理| Risk
Risk -->|統制/対応| Board
Value -->|KPI/成果| Board
Investors -->|エンゲージメント| Board

上図は、知財・無形資産投資が部門横断であり、取締役会の説明責任（原則4-1）と、資源配分の不断の検証（原則4-2）、情報流出等のリスク管理（原則4-4解釈指針）が相互依存することを模式化したものである。

59

【一次情報（指定URL）】

https://www.fsa.go.jp/singi/revision_corporategovernance/siryo/20260403/01.pdf
https://www.fsa.go.jp/singi/revision_corporategovernance/siryo/20260403/02.pdf
https://www.fsa.go.jp/singi/revision_corporategovernance/siryo/20260403/03.pdf
https://www.fsa.go.jp/singi/revision_corporategovernance/siryo/20260403/04.pdf
https://www.fsa.go.jp/singi/revision_corporategovernance/siryo/20260403.html
https://www.fsa.go.jp/singi/revision_corporategovernance/gijiroku/260226.html

【政策・ガイドライン等（国内公的）】

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kousou/2023/dai3/siryoyou2.pdf>
https://www.jpo.go.jp/support/example/chizai-mukei-toushi-katsuyou-guide/document/index/all_guidebook.pdf
<https://www.meti.go.jp/press/2025/04/20250428002/20250428002.html>
<https://www.jpx.co.jp/equities/follow-up/jr4eth0000004vj2-att/t13vrt000000dli1.pdf>

【企業会計・税務（国内一次）】

https://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/kaikai/tosin/1a909e1.htm
https://www.asb-j.jp/jp/accounting_standards_system/details.html?topics_id=82
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5461.htm>
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5441.htm>

【企業事例（開示資料）】

<https://www.mec.co.jp/ir/news/2026/corpo2604.pdf>
https://www.daiwair.co.jp/td_download.cgi?c=9006&i=3183056
<https://finance-frontend-pc-dist.west.edge.storage-yahoo.jp/disclosure/20250630/20250604581922.pdf>

【評価・比較（専門家・国際）】

<https://www.jacd.jp/news/opinion/260227CGcodestatement.pdf>
https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20260311_025628.html
<https://www.nam.co.jp/market/column/analyst/2024/240222.html>
https://www.oecd.org/content/dam/oecd/ja/publications/reports/2023/09/g20-oecd-principles-of-corporate-governance-2023_60836fcb/f66b3a85-ja.pdf
<https://www.frc.org.uk/Library/standards-codes-policy/corporate-governance/corporate-governance-code-guidance/>

-
- 1 5 6 https://www.fsa.go.jp/singi/revision_corporategovernance/siryo/20260403.html
https://www.fsa.go.jp/singi/revision_corporategovernance/siryo/20260403.html
- 2 3 4 7 8 9 17 28 29 30 31 41 44 45 47 53 54 59 61 62 https://www.fsa.go.jp/singi/revision_corporategovernance/siryo/20260403/02.pdf
https://www.fsa.go.jp/singi/revision_corporategovernance/siryo/20260403/02.pdf
- 10 18 24 55 57 https://www.fsa.go.jp/singi/revision_corporategovernance/siryo/20260403/03.pdf
https://www.fsa.go.jp/singi/revision_corporategovernance/siryo/20260403/03.pdf
- 11 12 19 https://www.fsa.go.jp/singi/revision_corporategovernance/siryo/20260403/01.pdf
https://www.fsa.go.jp/singi/revision_corporategovernance/siryo/20260403/01.pdf
- 13 15 16 21 23 27 https://www.fsa.go.jp/singi/revision_corporategovernance/siryo/20260403/04.pdf
https://www.fsa.go.jp/singi/revision_corporategovernance/siryo/20260403/04.pdf
- 14 https://www.fsa.go.jp/singi/revision_corporategovernance/gijiroku/260226.html
https://www.fsa.go.jp/singi/revision_corporategovernance/gijiroku/260226.html
- 20 32 https://www.jpo.go.jp/support/example/chizai-mukei-toushi-katsuyou-guide/document/index/all_guidebook.pdf
https://www.jpo.go.jp/support/example/chizai-mukei-toushi-katsuyou-guide/document/index/all_guidebook.pdf
- 22 <https://www.jacd.jp/news/opinion/260227CGcodestatement.pdf>
<https://www.jacd.jp/news/opinion/260227CGcodestatement.pdf>
- 25 26 38 49 <https://www.jpx.co.jp/equities/follow-up/jr4eth0000004vj2-att/t13vrt000000dli1.pdf>
<https://www.jpx.co.jp/equities/follow-up/jr4eth0000004vj2-att/t13vrt000000dli1.pdf>
- 33 60 https://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/kaikei/tosin/1a909e1.htm
https://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/kaikei/tosin/1a909e1.htm
- 34 40 https://www.asb-j.jp/jp/accounting_standards_system/details.html?topics_id=82
https://www.asb-j.jp/jp/accounting_standards_system/details.html?topics_id=82
- 35 <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5461.htm>
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5461.htm>
- 36 <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5441.htm>
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5441.htm>
- 37 https://www.jjpa.or.jp/kaiin/kikansi/honbun/2019_08_1051.pdf
https://www.jjpa.or.jp/kaiin/kikansi/honbun/2019_08_1051.pdf
- 39 https://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/kaikei/tosin/1a909e.htm
https://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/kaikei/tosin/1a909e.htm
- 42 56 <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kousou/2023/dai3/siryou2.pdf>
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kousou/2023/dai3/siryou2.pdf>
- 43 https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20260311_025628.html
https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20260311_025628.html
- 46 <https://www.mec.co.jp/ir/news/2026/corpo2604.pdf>
<https://www.mec.co.jp/ir/news/2026/corpo2604.pdf>
- 48 https://www.daiwair.co.jp/td_download.cgi?c=9006&i=3183056
https://www.daiwair.co.jp/td_download.cgi?c=9006&i=3183056

⁵⁰ <https://finance-frontend-pc-dist.west.edge.storage-yahoo.jp/disclosure/20250630/20250604581922.pdf>

<https://finance-frontend-pc-dist.west.edge.storage-yahoo.jp/disclosure/20250630/20250604581922.pdf>

⁵¹ ⁵² <https://www.nam.co.jp/market/column/analyst/2024/240222.html>

<https://www.nam.co.jp/market/column/analyst/2024/240222.html>

⁵⁸ <https://www.frc.org.uk/library/standards-codes-policy/corporate-governance/corporate-governance-code-guidance/>

<https://www.frc.org.uk/library/standards-codes-policy/corporate-governance/corporate-governance-code-guidance/>